

# コーポレート・ガバナンス基本方針

当社は、社会的使命に配慮した企業活動を推進し、ユーザーニーズに即した技術の開発と豊かな地球環境の実現を目指すことにより、社会とともに発展し続けるという経営の基本方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、迅速で適切な意思決定と業務執行に対する監督機能の充実を図り、コンプライアンスを徹底し、経営の透明性を高めることが重要な課題であると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

## 1. 株主の権利・平等性の確保

- (1) 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行います。
- (2) 当社は、少数株主等の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性確保について、十分に配慮を行います。
- (3) 当社は、株主総会における議決権行使等の株主の権利は重要なものであると認識し、当該権利が確保されるよう適切な環境整備を行います。
- (4) 当社は、利益配分については、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、業績水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本方針といたします。また、内部留保資金については、企業価値の最大化に向けて、収益力の向上と経営基盤の強化のための投資に充てることとしております。
- (5) 当社は、安定的取引関係の維持等を主な目的とし、投資対象としての安定性等も総合的に勘案した上で、保有の必要性および合理性等を検討し、政策保有株式として、取引先の株式を保有することができます。また、政策保有株式の議決権行使については、当社株主に対する受託者責任の一環として各株式の保有目的を踏まえつつ、適切に対応してまいります。
- (6) 当社は、関連当事者との重要な取引については、取引条件およびその決定方法の妥当性について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行います。また、当社の取締役および監査役（以下「役員」という）との取引が生じる場合には、事前に取締役会において審議した上で意思決定を行い、当該取引については事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引が行われているかについて、取締役会に報告することとし、健全性および適正性確保の仕組みを整備いたします。

## 2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- (1) 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、様々なス

テークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、適切な協働に努めます。

- (2) 取締役会・取締役および執行役員（以下「経営陣」という）は、様々なステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。
- (3) 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行います。
- (4) 当社は、持続的な成長のためには様々な経験・技能・属性を反映した多様な視点・価値観が必要であることを認識し、性別・年令・国籍等による雇用の差別は行わず、社内における人材の多様性の確保を推進してまいります。特に、女性の積極的な採用や活躍促進に努めてまいります。
- (5) 当社は、コンプライアンス管理を強化するために、匿名による通報を認める内部通報制度を設置するとともに、従業員等の通報者が不利益な取扱いを受けることのないよう明文化し、通報者の保護を図ることとしております。

### 3. 適切な情報開示と透明性の確保

- (1) 当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営方針・経営計画・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでまいります。
- (2) 取締役会は、開示・提供される情報が正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう努めます。
- (3) 監査役会は、会計監査の実効性を確保するため、会計監査人の選定・評価に当たっては、以下の各項目を考慮いたします。
  - ・ 公開大会社である当社の監査を実施するために必要かつ十分な知識・能力・人員を有している。
  - ・ 海外関係会社を有する当社の状況を鑑み、グローバルな対応が可能である。
  - ・ 会計監査人としての独立性と専門性を有しており、それを妨げるような事情がなく、公正性を確保できる状態にある。
  - ・ 関連する法令諸規則に違反することなく、高い倫理観をもって監査業務に従事している。
- (4) 取締役会および監査役会は、適正な監査の確保を図るため、以下の各項目の対応に努めます。
  - ・ 高品質な監査を可能とするため、会計監査人と協議の上、十分な監査時間の確保に努めます。

- ・会計監査人と代表取締役が適時適切な情報交換を図るため、定期的に会合を開催するほか、担当取締役等は会計監査人と適宜協議を行い、相互の連携を深めるよう努めます。
- ・会計監査人と監査役（会）、内部監査室や社外取締役との間で、それぞれ意見交換の機会を設け、情報と課題の共有を図るなど相互の連携を深めるよう努めます。
- ・会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合には、法務室、経理部、経営企画部ほか内部統制部門が連携を図り、適時適切に対応してまいります。

#### 4. 取締役会等の責務

- (1) 取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を適切に果たします。
  - ・経営戦略や経営計画等を議論し、重要な業務執行については、その戦略的な方向付けを踏まえて決定いたします。
  - ・経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行います。
  - ・独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行います。
- (2) 経営陣の報酬については、年次の業績に対する貢献に加え、中長期的な業績向上に対するインセンティブを反映させるよう現金報酬と自社株報酬をもって適切に設定いたします。なお、役員の報酬は株主総会において決議した総額の限度内で、独立役員である社外取締役および社外監査役から助言を得て、取締役会に付議し、慎重に審議した上で決定いたします。
- (3) 取締役会は、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣の人事に適切に反映いたします。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を整備・強化するため、各種社内委員会を設置し、監督いたします。
- (4) 監査役（会）は、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を果たすに当たって、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。
- (5) 経営陣および監査役は、様々なステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動いたします。
- (6) 当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、独立役員である社外取締役の活用に努めます。
- (7) 当社は、人格・見識・能力に優れ、高い倫理観を有するとともに、当社グループにおける企業価値を向上し、ステークホルダーからの信を得られると判断される人材を役員候補者として選任いたします。

- (8) 取締役の選任に当たっては、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスを備えるため、性別・年令・国籍等にかかわらず、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材の中から、取締役会の承認を経て、株主総会にて決定いたします。また、監査役の選任に当たっては、財務・会計に関する適切な知見を有している者が含まれるよう努め、監査役会の同意を経た上で、取締役会の承認を経て、株主総会にて決定いたします。なお、各々の候補者選任に当たっては、独立役員である社外取締役および社外監査役から助言を得て、取締役会に付議することとしております。
- (9) 当社役員は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保するため、他の上場会社の役員の兼任は合理的な範囲にとどめ、その兼任状況については毎年開示いたします。
- (10) 当社は、社外役員の選任に当たっては、客観的・専門的な立場から、経営への助言と取締役に対する監督機能等を果たすことが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方とし、本人および近親者（二親等内の親族）が現在または過去10年間において以下の各項目に該当しない場合、独立性があると判断いたします。
- ・当社または当社の関係会社、主要株主、主要な取引先、当社を主要な取引先とする会社における当該会社の業務執行者
  - ・当社の関係会社の非業務執行取締役または会計参与
  - ・当社から役員の報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
  - ・当社または当社の関係会社から一定額を超える寄付または助成を受けている組織の理事その他の業務執行者
- (11) 当社は、取締役会における審議の活性化を図るため、役員に対して議案の検討に必要な情報を適宜提供し、審議時間を十分に確保するなど、効率的・効果的な会議運営に努めます。
- (12) 当社役員は、適時適切に情報を入手するとともに、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めることといたします。なお、会社の費用において外部の専門家も活用することといたします。また、社外役員の支援に当たっては、内部監査室、秘書室、法務室および当該部署スタッフを取締役（会）および監査役（会）の職務を補助する部署および補助担当者として定め、サポートする体制を整備いたします。
- (13) 当社は、役員に対して、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識、役員に求められる役割と責務を十分に理解することを目的としたセミナーの紹介等、トレーニングの機会を提供し、その費用の支援を行います。また、新任役員に対しては、就任時に経営資料等を提供し、当社グループ事業の説明等を行う機会を設けます。

## 5. 株主との対話

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。
- (2) 株主との対話全般については、経営企画部を中心に、必要に応じて、関係部署と連携を図り、代表取締役、担当取締役等と対応方法を検討し、適切に対応いたします。
- (3) 株主に対しては、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施してまいります。
- (4) 株主からの意見・懸念等については、代表取締役に報告し、必要に応じて取締役会にて報告・審議を行い、関係部署と連携の上で適切に対応するよう努めます。
- (5) 経営の重要な情報については、財務情報・非財務情報にかかわらず適時適切に開示を行うとともに、株主にわかりやすい内容となるよう努めます。
- (6) 株主との対話に際しての重要事実の管理として、社内においては「インサイダー取引防止規程」等の周知・徹底を図るとともに、決算発表前の期間は沈黙期間を設定して投資家との対話を制限し、インサイダー情報の漏洩防止に努めます。
- (7) 当社では、必要に応じて実質株主判明調査を実施し、株主構造の把握に努めます。

制定 平成27年11月9日